

議案第37号三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定について、

委員長報告について質疑いたします。

委員会に提出された審査参考資料、資料6に事業実施計画（再指定時）があります。

総合スポーツセンターでは、「管理の現状と課題」において、倉庫の数量・面積の不足、プール更衣室等の排水機能、メインアリーナの太陽光遮光、アーチェリー場の的台上部板壁の誤射対策、防矢ネットの改良等の改修工事が必要と課題が挙げられている。市スポーツ推進課と連携して改修を進めたいと記されている。これに関して市側の対応を問う質問はあったか。

同じく生涯学習センターにおいては、午後後半と夜間、及び土日の利用率が低いことに対し、学習室の効果的な貸し出し方法の検討や、利用者の要望に応じた柔軟かつ効果的な学習室の活用を検討するとあります。また、設備面では学習室3の扉増設についての要望している。これに関する市側の対応を問う質問があったか。

討論

総合スポーツセンター及び生涯学習センターは、オープン直前の内覧会時より、利用者団体等から様々な要望が上がっていったところです。順次改修をしていますが、使い勝手の悪さがいまだに尾を引いていることがうかがえます

そのような中で、それぞれの専門性が求められる両施設を同じ外郭団体に非公募で指定管理してきました。総合スポーツセンターでは、スポーツの専門事業者に再委託をしていますが、この再委託の過程に市議会や市民は関与できません。スポーツ教室の運営、プールの管理体制、トレーニングジムの管理体制等に関する市民や利用者団体からの声はどこまで届いているのでしょうか。少なくとも設備面は、指定管理者直接の課題として挙げられていますが、運営面についてのチェックが再委託によって見えなくなっています。

生涯学習センターでは、社会教育会館から転換する際に「社会教育を含む」とされていましたが、単に40年の歴史を引き継ぐとのことでした。社会教育に求められる主体的自立的市民を育てる、そのための専門性を持った職員配置等は、今回の指定管理の実施計画の中にもありません。一方で、指定管理者からの指摘による学習室の効率的運用等について、市とどのような協議をしたのかも見えていません。

そもそも、利用料金の設定が1日を4区分にすること自体の使い勝手の悪さ、市内の各施設よりも料金設定が高いこと、また、駅から遠く市外から帰ってくる人には使い勝手が悪いため、夜間の利用がない。また体育館で夜間コーチ会議等をしてきた団体も、学習室を利用するには料金が発生するため、利用を控えるなど、当初の見込みと違ってきている実態をきちんと把握する必要があります。しかし、今回の5年間の指定管理期間中に、そのような検証をした形跡はうかがえませんでした。

総合スポーツセンター及び生涯学習センターの指定管理に対し、このような指定管理者からの指摘を受け、市が改善をどのように図るのかの対応が見えませんが、市側の当事者性が薄れているのを感じざるを得ません。スポーツ教室やプールの管理は直接市が専門事業者に委託すればよく、社会教育は専門性を

持った職員による事業展開を市が直接行うべきであるとの観点から、本指定管理に反対します。